

書評

書評：ケイト・マン
『ひれふせ、女たち』(小川芳範訳,
慶應義塾大学出版会, 2019年)

横路 佳幸

 <https://orcid.org/0000-0002-7501-5384>

慶應義塾大学大学院 文学研究科 哲学・倫理学専攻
〒 108-8345 東京都港区三田 2-15-45

2019年12月29日原稿受付

Citation: 横路 佳幸 (2020). 書評：ケイト・マン『ひれふせ、女たち』(小川芳範訳, 慶應義塾大学出版会, 2019年). *Journal of Science and Philosophy*, 3 (1), 49–66.

1 本書の構成と主張

本書の主題はいわゆるミソジニーである。女性蔑視や女嫌いとも訳されるこの比較的「新しい」概念¹を詳細に分析することで、著者のケイト・マンは、女性を取り巻く不当な社会環境について多岐にわたる問題を提起している。とりわけ、実際の殺傷事件や文学作品を交えながら、「女性に対する敵意や嫌悪はどのようなときに引き起こされるのか」という疑問に明確な答えを提出するマンの筆致は、近年のフェミニズム分析哲学に多大な貢献をなすことはもちろんのこと、誰しもにとってミソジニーの問題は決して他人ごとではないと自覚させる効果をもたらす

書評：ケイト・マン『ひれふせ、女たち』(小川芳範訳,
慶應義塾大学出版会, 2019年)

はずである。また、本書は予備知識を必要としない(おそらくは)一般向けの書物でありながら、その明晰さと議論の質という点では他の哲学専門書に引けを取らないものとなっている。本書の原書(*Down Girl: The Logic of Misogyny*, Oxford University Press, 2018)がアメリカでベストセラーとなり、名だたる賞を次々と受賞したという事実は、決して驚くべきことではない。

以下ではしばらく、本書の構成と主張を紹介することにしたい(以下、括弧書きの数字は本書のページ数を指す)。本書の中核をなすと思われる第一章から第三章は、サブタイトルにある「ミソジニーの論理」の抽出を目標とする。その出発点として、マンは第一章で、ミソジニーについての従来の辞書的な定義(「素朴理解」)を取り上げる。この定義によると、ミソジニーとは、「各々そしてすべての女性、または女性一般にたいして、彼女たちが女性であるというそれだけの理由で、嫌悪、敵意、またはそれに類する感情」(59)を抱くことに関わるとされる。このときミソジニーは、女性全般もしくは一般を嫌悪するという個々人の心の中のあり様に焦点を当てた、個人主義的で心理主義的な概念である。しかし、マンはこうした辞書的な定義を「不可解」(41, 43)なものとして退ける。というのも、現代の典型的な男性が——女性と日々やりとりをしているにもかかわらず——普遍的もしくは一般的に女性を嫌悪するなどということなど、少なくとも単なる恐怖症以外ではほとんどありそうもないからである。

その代わりに、第二章でマンが「改良的」な理解として提出するのが、本来的に政治的で社会的な現象としてのミソジニー概念である。この提案によると、ミソジニーとは、いまなお支配的な男性優位の家父長制秩序(patriarchal order)を遵守するよう女性を監視する機能を持ち、「人種主義、外国人嫌悪、階級主義、年齢差別主義、健常者優位主義、同性愛嫌悪、トランスジェンダー嫌悪などと同じく、人を支配するためのシステムの一形態」(34)である。そのため、女性への敵意や過度なバッシングが引き起こされるのは、「社会的役割を取りしきる規範や期待に、女性が

目に見えるようなかたちで抵抗したり、違反したりするとき」(76)である。つまりミソジニーは、単なる個々人の心理的な偏見に由来するものとしてではなく、男性優位の社会秩序の元で女性の隷属を監視し、ジェンダー化された規範から逸脱する者への敵意・嫌悪を引き起こす「環境全体の属性」(60)として理解されるべきだとマンは主張する。続く第三章に入ると、こうした改良的な理解がミソジニーと性差別主義(セクシズム)の明確な区別に役立つと論じられる。マンによれば、ミソジニーとは、家父長制秩序の違反者を攻撃するような「闘争的」で「棍棒を振り回す」システムであるのに対し、性差別主義とは、家父長制に基づく社会規範やジェンダーロールを正当化し理論化するような「学究的」で「理論武装する」(128)システムだと考えることができる。家父長制秩序の再生産構造は、この二つを両輪とすることで出来上がる。

第四章では、家父長制秩序におけるミソジニーの社会・文化的な働きが、「道徳財の経済(economy of moral goods)」という観点から考察される。マンによれば女性は、女性にコード化された道徳財、あるいは「女の仕事」として内面化されたサービスを男性に与えることを義務づけられている。その財・サービスとは、たとえば「愛情、愛慕、包容」などの他、「単純な尊敬、愛、需要、養育、安全、安定、安息の場所」、そして「優しさ、憐れみ、道徳的な眼差し、気配り、配慮、慰撫など」(155)である。こうした女性特有の道徳財は、男性にコード化された特権である「男の取り分」、すなわち「指導者的な社会的地位、権威、影響力、金銭、その他の形式の権力、そして社会的ステータス、威信、階級、そしてそれらを示すものなど」(158)と明確な対比をなす。家父長制秩序においては、女性は男性に対し称賛や同情を与え、愛情あふれる眼差しを向けることが期待される一方で、男性を差し置いて権力や地位を受け取ることは控えるべきであるという社会規範が存在する。ミソジニーは、こうした「与える者(givers)としての女性の役割と受け取る者(takers)としての特権的男性の役割」(199)を背景として機能する。

第五章では、ミソジニー行為(misogynist behavior)を含む非人道的な振

る舞いや虐待のメカニズムに対し、相手を人間以下の存在として認知するという「非人間化」概念を用いて道徳心理学的に説明しようとする立場(「人間主義(humanism)」)が批判的に検討される。マンの考えでは、たとえば女性に対する非人道的な振る舞いは、必ずしも「女性の非人間化」というプロセスを伴う必要はない。「人は、だれかにたいしてあからさまに貶価的で非人間的な扱いを行なうさい、その相手が自分と同じ人間であることを、およそわべだけの自己欺瞞の下に、実ははっきりと自覚している」(221)からである。マンによれば、非人道的な行動を説明するのに役立つのは、相手は人間かそれとも人間以下の存在(ひいては単なるモノ)かという認識ではなく、相手を同じ人間と認識した上でその相手が「敵」または「反抗者」かという認識である。だとすると、「現状維持にとっての脅威と見なされ、長きにわたって服従を強いられてきた人々にたいする虐待のメカニズムを説明するために、「非人間化」というような心理学的な説明をことさら持ち出す必要などない」(209)ことになる。これと同様にミソジニーも、女性を「モノ」ではなく家父長制秩序における「反抗者」として懲らしめようとする点にポイントがあると考えられる以上、その所産であるミソジニー行為は「女性が自分と同じ人間であるという意識を前提するような仕方で女性を標的にする」(12)ものであってよいと考えられる。

残りの第六章から第八章では、ミソジニーと関連する偏見やいわゆるイネイブリングなどについて論じられる。まず第六章では、ミソジニーに基づく行為を行った者でも、その人物が特権的な地位を占める男性である場合には免責されやすいという問題が取り上げられる。「男性優位社会においては、私たちはまず男性のほうに同情」(265)しがちであるというメカニズム(「ヒムパシー(himpathy)」)を、マンはミソジニーのいわば「鏡像」と捉える。このメカニズムは、道徳的な語りの上での被害者と加害者の役割を反転させ、ミソジニー的な振る舞いの被害者を「悪役」として取り扱いかねない点で有害な影響をもたらす。

次に第七章では、ミソジニーの被害者に対する(特に特権的な地位を

占める男性から向けられる) 敵意や疑念が取り上げられる。マンによると、家父長制に基づく規範において女性が自らを被害者と主張することは、しばしば「お涙頂戴」とみなされ、「ジェンダーカードを切ってきた」といった反感や怒りを買う。だが、「道徳的に正しい道を生きる」(319) ためには、男性との関わりの中で自らの負った道徳的な傷に対して注意を引くことはときに重要であるとマンは言う。それは、似た状況にある人々との「連帯」を促進し、道徳的な語りの中心に自分自身を「主人公」として据えるためには——辛く危険な道を歩むことになるのだとしても——必要なことである。

最後の第八章では、上記のミソジニー分析を応用することで、2016年のアメリカ大統領選挙におけるヒラリー・クリントンの敗北が考察される。権力の座を求める女性候補のクリントンは、男性の対立候補であったドナルド・トランプに比べて、「女性的気配りに関する規範の数々に照らして、(…)不注意で思いやりのないわがままな女と見られる」(347) 傾向にあったとマンは指摘する。大統領選挙に影響を与えたと考えられる特筆すべきジェンダーバイアスの証拠を挙げながら、マンは次のように論じる。すなわち、「いったん、中傷が始まると、それはあっという間にエスカレートする」(342) ために、「演壇上に立つ姿、大統領執務室のデスクに腰掛ける姿が居心地悪そうに見えるとき、彼女は信頼できないとか、不正直ななりすましだとか思われ、生理的に、さらに道徳的に嫌悪を起こさせさえするかもしれない」(359)。そして、ミソジニー行為を繰り返しながらも勝利したトランプについて「この先、どれだけのコストを払って、どこへ連れて行かれるのだろうか。神よ、我らを助け給え」(360) と述べ、第八章を閉じる(なお、本書を締めくくる「結論」では、これまで論じてきたミソジニーの問題に対するマン自身の「解決」と「本音」が見られる)。

2 本書に対するコメント

簡潔に本書全体の特徴を述べれば、マンの論述は、緻密な論証から組み立てられていながらも非常にわかりやすく読みやすい。『ハックルベリー・フィンの冒険』や『ゴーン・ガール』などの著名な小説が引き合いに出されていることも、本書の議論に効果的に作用している(ただし、本書(翻訳書)は「訳注」などの細やかな配慮により非常にわかりやすくなってはいるものの、原書の多くを語らない格調高い文体はとっつきやすさを少し阻害しているように思う)。また、マン自身が優れた哲学・倫理学者の一人であるからか、本書には様々な哲学上の概念ツールが登場する。いくつか例を挙げれば、序論のバーナード・ウィリアムズに由来する(個人的)プロジェクト(project)や、第一章のサリー・ハスランガーに由来する改良的プロジェクト(ameliorative project)、第二章のピーター・ストローソンに由来する反応的態度(reactive attitude)、第六章のミランダ・フリッカーに由来する証言的不正義(testimonial injustice)などである(これら概念については、後述の「文献案内」を参照)。もちろん、そうしたテクニカルな概念を知っておくに越したことはないが、それらの詳細をまったく知らずとも読者は本書を読み進めることができるよう巧みに配慮されている。本書に備わるこうした美德は、ジェンダー研究に留まらず分析哲学の入門書としての役割も担いうるものである。

本書で提起されるいくつかの主張のうち、特に興味深く思われるのは、やはりミソジニーを社会環境の一属性として捉え直す改良的な理解である。これをもう少し敷衍すると、マンの改良的な理解は、彼女が述べる通り「家父長制的性質をもつ規範や期待が存在することに依存する」(101)。換言すれば、ミソジニー概念は、女性を社会的に抑圧する男性優位の家父長制秩序なしでは本来的には存在しえない。この意味で、マンの考えるミソジニーは社会環境に依存した外在性を持ち、個人主義的な素朴理解との対比で言えば社会的な構築物の一種ですらある。そう

した帰結が示唆するのは、問題の「家父長制」の中身が実際のところどのようなものであるかによって、分析しようとしているミソジニー概念をどのように理解すべきかも変わりうるということである。

マンが家父長制ということで念頭に置く地域は、主に「アメリカとオーストラリア」(49)である。これら地域においては、たしかに女性に対し男性への奉仕と献身を期待するような特定の家父長制秩序が現に存在するだろう。しかしそのことは、たとえば日本などのアジアにおいても同じ種類の家父長制秩序が存在することを意味するわけではない。急いで付言しておかねばならないが、これは日本に男性優位の秩序やジェンダー化された規範・期待が一切存在しないということではない。日本におけるジェンダーギャップが(とりわけ政治経済分野で)あまりにも高いことなどから容易に推察できるように²、むしろ日本でも何らかの「家父長制秩序」が存在することは論をまたない(一部のSNS上にもそうした証左はあふれかえっている)。問題は、そうした日本における家父長制秩序が本当に英米圏の家父長制秩序と完全に同じ種類のものかという点である。

たとえば、アメリカにはびこる家父長制秩序は、多かれ少なかれ白人文化やキリスト教道徳と結び付いてきたものかもしれない。少なくとも、アメリカ人女性に課せられる社会的役割や義務、期待は、歴史的にはそうしたアメリカ特有の人種・政治に関わる背景抜きにしては語ることができないように思われる。他方で、日本にはびこる家父長制秩序は、たとえば日本の近代化とともに展開された家(イエ)制度や「良妻賢母」イデオロギー(もしくは戦後日本の政治経済体制や子育て観)の悪しき名残に由来するものかもしれない。ときにそれは、日本の上下関係や企業文化などに関するその他の社会規範と複合的かつ不可分に結び付いているだろう。だとすると、「女性は、男性に対し「女の仕事」を提供すべきである」というジェンダー化された社会規範の歴史や実質、根拠は、アメリカの社会秩序と日本の社会秩序では大きく異なっている可能性がある(家父長制的諸制度は「その物質的、構造的、さらには社

会的性格においてそれぞれ大きく異なるだろう」(71)と述べ、マン自身もそのことをわずかに示唆している)。この相違は、先の改良的な理解のもとでは次のことを含意する。すなわち、「家父長制」のあり様・実態が異なりうる限りにおいて、アメリカにおけるミソジニー概念と日本におけるミソジニー概念は、たしかにどちらも男性優位の社会システムの一属性（または家父長制の社会システムを維持するためのサブシステム）なのだとしても、概念としては必ずしも同一であるとは限らないということである。換言すれば、異なる文化圏では、「ミソジニーとは何か」に対する具体的な答えが微妙に異なりうるのである。

こうした議論は、本書に対して疑問の目を向けるものではない。それはむしろ、ミソジニー概念に認められうる社会的相対性を足掛かりとして、「日本特有のミソジニーの論理」を分析する必要性を明るみに出すものである。では、その分析はどのようにして進めればよいかと問われるかもしれない。一つの有望な考えとしては、マンの改良的な提案を日本で行われてきたジェンダー研究へと接続させることだろう。たとえば、社会学者の上野千鶴子が（主にイヴ・セジウィックの説明に依拠しながら）日本のミソジニー概念を別出する際に着目したのは、「性別二元性のジェンダー秩序におけるホモソーシャルな集団」だった（上野 2018 を参照）。ホモソーシャルな集団とは、異性愛秩序の元で（性的欲望の客体となる女性と対比して）「性的主体」であることを承認し合う男性同士の集団のことを指す。上野によれば、「女とは男に欲望され、帰属し、従属するためだけに存在する者たち」なのであるから、「ホモソーシャルの集団のメンバーが、女を自分たちより劣等視するのは当然」（同書, p. 258-259）である。つまり、上野にとってミソジニーとは、「システムのなかに重力のように瀰漫」するような「性別二元制のジェンダー秩序に深くふかく埋め込まれた核」（同書, p. 11）であり、「男を「女でない者」として差別化するための、アイデンティティの契機」（同書, p. 334）なのである。

大雑把に言えば、ここで上野が行っている分析は、ミソジニーを（個

人の偏見というよりも) 男性優位の社会秩序の観点から捉えるという点においてマンの改良的な理解と通底しているように思われる³。この両分析を相互補完的にうまく調和させ、さらにそれを現代の日本特有の家父長制もしくはホモソーシャル社会の実情に特化させた仕方でより具体的に洗練させることができるのであれば、改良されたミソジニー概念を日本という特定の文脈へ落とし込むことができるかもしれない。それはたとえば、国内の性差別主義の特殊性の他、日本企業の職場におけるいわゆるセクハラやその隠蔽体質(または事なかれ主義)などを新たな側面から照射し、乗り越えるべき特定の社会規範や構造的な不平等を見定めることに貢献するだろう。その貢献の意義は、男性からのミソジニーや加害に対して声を上げづらく孤立しやすいばかりか、「あなたにも落ち度があった」や「よくあることだから我慢するしかない」と女性に泣き寝入りを奨励(または強制)しがちな土壌においては、きっと小さくないはずである。実際、2017年以降に全世界的な広がりを見せた#MeToo運動(性的被害を告発し共有するムーブメント)が日本ではそれほど浸透していない——ように見える——という事実に鑑みれば⁴、この日本社会に適応するようミソジニー概念を「改良」しその背後に潜む特定の支配システム・社会規範を明るみに出すことは、女性の被害者がより声を上げやすい土壌を作るための一助となるかもしれない。いずれにしても、アメリカやオーストラリアを主な舞台とするマンの分析は、日本に住む我々が日常生活で遭遇する「ミソジニー」の全貌と実態を捉え切るものではないかもしれないにせよ、その解明を可能にするための理論的基盤を提供するものだと思う。

また、その他の方面への応用可能性という観点から見ると、本書のミソジニー分析は——マン自身も序論でわずかに示唆するように——ホモフォビア(同性愛嫌悪)やトランスフォビア(トランスジェンダー嫌悪)などの現象を説明する際の基盤を与えてくれるかもしれない。同性愛者やトランスジェンダーの人物に対する嫌悪や蔑視は、しばしば個人の心理的なレベルで理解されるような「嫌悪の感情」、もしくはいわゆる

「生理的な嫌悪感」として理解されがちである。しかし、マンの改良的な提案を適用すれば、ホモフォビアやトランスフォビア（またはそれに類する概念）は、少なくとも第一義的には個人的で心理的な現象なのではなく、たとえばジェンダーバイナリー（性別二元制）や、生物学的な性（セックス）と社会文化的なジェンダーの一致を重視する社会規範から逸脱することへの懲罰的なシステムとして理解することができる（これと多かれ少なかれ近い論点は、金井 2013, 第五章でも触れられている）。もちろんその場合でも、社会規範の具体的な実態は、各社会が抱える異性愛やジェンダーロールなどに関する特定の歴史や背景との連関のもとで考える必要があるため、これだけでホモフォビアやトランスフォビアなどを完全に分析したとするのは早計だろう。しかしながら、もしそうした「嫌悪」や「蔑視」が、単なる偏見を持った個人の「気持ち悪い」という感情ではなく、特定の社会環境の属性から生まれる政治的な現象なのだとしたら、ホモフォビアやトランスフォビアの背後には根深い社会的な圧力・抑圧が存在することになる⁵。

マンが論じるところでは、ミソジニーの典型的な標的とは、「女性らしからぬ女性」、つまり「男性にたいして権力や権威を及ぼす地位にある女性、男性への奉仕的役割を避けたり逃れたりする女性」(78)である。これと同様に、上記の改良的な提案のもとで理解されるホモフォビアやトランスフォビアの典型的な標的とは、「相応の場所」へと押しやられることに抵抗し遠慮なく声を上げる人たちだと言えるだろう。その一例として、たとえば同性婚の実現を含む婚姻制度の改革を推進する、あるいは性自認に基づいて戸籍上の性別を変更することができるよう訴えるなどの仕方で、異性愛とシスジェンダーの「縄張り」に入り込もうとする人たちが挙げられる。彼らには、「伝統」と「保守」の名のもとで不当で理不尽な敵意や悪意、そして過剰な攻撃が向けられるかもしれない。マンの分析を応用することはこのように、同性愛者やトランスジェンダーの人物への「嫌悪」を、監視と処罰を目的とする統制的な社会システムとして理解することを可能にすると同時に、そうした「嫌悪」が

社会変革を試みる者を抑圧し「ひれふせ」させる政治的效果を持つということ浮き彫りにする。この点で本書の提案は、ミソジニー理解に留まらない実り豊かな示唆をもたらすものである。

上記の通り、本書のミソジニー分析は大変啓発的で、実践面においても優れた応用可能性を持つ。しかしだからといって、マンが行うあらゆる主張に賛成する必要はなく、むしろ私にはいくつかの疑念と不満がある。最後にそれを述べておきたい。

まず、第五章における人間主義を批判するマンの（もっともな）議論が、非人間化やモノ化に焦点を当てる立場に対してどれほど有効なのかについては、いささか疑問が残る。先述した通り、人間主義によれば、ある人（たとえばある女性）に対する非人道的な取り扱いを説明するとき、その人物を「同じ人間としてみるができないこと」という「非人間化」または「モノ化 (objectification)」が重要である（モノ化とは、カント的に言えば、その人物を道具として取り扱い、「人間性 (Menschheit)」を毀損することである）。これに対しマンは、卑劣な行為の多くは、「他者が自分たちと共有する共通の人間性が顕在化するさなかに進行するのであり、(…) そうした顕在化によって引き金が引かれている」(202)として、「他者を自分と同じ人間と認識しつつ、彼らを残忍な仕方でも取り扱うという可能性」(203)を指摘する。

しかし、こうしたマンの論証が健全かつ妥当なのだとしても、非人間化やモノ化を重要視する論者はなぜ、マンの述べる通りに「相手をモノ同然とみなすこと」を卑劣で非人道的な取り扱いの**必要条件**とせねばならないのだろうか。常識的な理解に鑑みれば、「相手を人道的に取り扱うとき、人はその相手を（モノではなく）同じ人間として認識している」という主張はおそらく正しい。だとすると、その対偶に相当する「相手を（同じ人間ではなく）モノとして認識するとき、人は相手を非人道的に取り扱う」もまた問題なく正しいはずである。このとき、「相手をモノ同然とみなすこと」は卑劣で非人道的な取り扱いの**十分条件**にすぎない。非人間化やモノ化を重要視する論者がこの十分条件のみを認めた場

合、マンの指摘する「他者を自分と同じ人間と認識しつつ、彼らを残忍な仕方に取り扱うという可能性」は、非人間化やモノ化を重要視する立場一般に対する反論にならない。さらにその場合、虐待のメカニズムの一つのあり様に焦点を当てる際に、「相手を非人間化しモノ同然とみなす」という心理学的な振る舞いは依然として有意義な役割を担うことになるだろう。「同じ人間とみなさない」というような見方・認識が、隷属を強いられてきた人々への非人道的な仕打ちと何らかの仕方に関係することを非人間化やモノ化を重要視する論者が積極的に認めるのだとしても——実際、マーサ・ヌスバウムやレイ・ラングトンなどの論者はそのことを認めるはずである——その結び付き方は、必ずしも人間主義というマンの描くような仕方に基づく必要はないように私には思われる⁶。

次に、「不満」に移ろう。マン自身は、本書で取り扱うミソジニーの範囲を「社会的に優位な位置を占める行為者が少女や成年女性にぶつけるミソジニー」(35)、特に白人男性による白人女性への加害に制限している。そのため多少やむを得ない帰結ではあるものの、取り扱う問題の焦点から零れ落ちた集団があまりにも多いことにはもっと注意を払うべきだったかもしれない。たとえば、黒人女性が直面するとされる独特のミソジニー(「ミソジノワール」)や、先ホモフォビアやトランスフォビアをめぐる論点は、「後悔(regrets)」としてわずかに触れられる程度である⁷。また、家父長制秩序がもたらすもう一つの負の側面として、男性にコード化された「特権」はときに男性側に対しても過剰で誤った義務や期待を課すという事実は、本書でほとんど触れられることがない。特権的でない社会的に脆弱な立場にある男性が抜け落ちていることは、その数が決して少なくないことも考えると、「女性のミソジニー被害は結局のところ被害妄想的でお涙頂戴的なのだ」という(馬鹿げた)反論を批判者に与える余地を残しかねないのではないか。まして、おそらく最も苛烈であからさまなミソジニーが向けられる(ように私に思われる)人々、特に性産業に従事する女性たちの存在は、本書では抹消されたかのごとく見当たらない。性的サービスは通常、女性にコード化された財

の中でも最も特徴的なものの一つであると考えられるにもかかわらず、である。

もちろん、こうした女性たちがマンの分析範囲から完全に逸脱しているというわけではない。実際、マンは女性にコード化された財とサービスの中に、「セックス」(175)といった生殖に関する労働を加えてはいる。しかし、「目の前のミソジニーは、いったい誰に対して向けられているのか」という視点から眺めると、現実ではびこるミソジニーには、あまりにも多様なイデオロギーや社会規範が複雑に——そしておそらくは相互に補完・強化し合う仕方でも——忍び込んでいる。とりわけ、もし性産業に従事する女性たち（たとえば日本のいわゆる「風俗」で働く女性たち）への嫌悪・蔑視が、「家父長制」という言葉だけでは捉え切れない抑圧的な社会システムの懲罰に基づくのだとしたら、それは（性産業に従事していない）女性に対して向けられるミソジニーの単なる一部分ではなく、独自の分析を要する概念だということになるだろう。私の勝手なものねだりなのかもしれないが、そうした交差性 (intersectionality) や交差的現象 (intersection) についてのより踏み込んだ議論があってもよかったのではないかと思わざるを得ないのも事実である。

とはいえ、議論の余地があることは良書の条件ですらある。本書が数々の刺激と慧眼にあふれた良書であることは疑うべくもない。ヒムパシーや被害者性、女性によるミソジニーなど、本書評では触れられなかった興味深い論点も少なくない。マンの目標は、ミソジニーという主題について「問いを立て、問いに答え、議論するのに役立つツールキットを提供」(33) するという控え目なものである。しかし彼女の試みは少なくとも、ミソジニー被害に遭遇しうる者に「偽りの義務の数々についての意識から自らを解放」(12) することを適切に促し、いまある社会を変えていくことを強く勇気づけるものである。また、本書の「結論」において、「読者は、世の多くの人々が示すアパシー、無関心、そして悪意に満ちた無知について、(…) 私と同じように地団駄を踏んでいるのではなかろうか」(372) と記されるように、マンの率直で苦々しい内心に共

感を覚える者も少なくないはずである。現代社会に生きる限り、誰しものが不可避にミソジニーの現場の当事者になりうる。この重たい事実を鑑みれば、本書は、フェミニズムへの賛否や関心の有無にかかわらず、できるだけ多くの人に読まれ、そして議論されるべきものである⁸。

3 文献案内

本書以降、ミソジニーやその周辺概念については、哲学上でも論じられるようになりつつある。残念ながら日本語ではないが、現状では一例として、Richardson-Self 2018; Stark 2019 が挙げられる。前者はミソジニーとヘイトスピーチの関係を、後者はミソジニーとガスライティング（いやがらせやミスリードなどで精神的に追い込む心理的な操作のこと）の関係を論じている。また、Melo Lopes 2019 では、本書の主張に抗して、ミソジニーでは捉え切れない家父長制強化の側面に焦点が当てられている。ミソジニーと関係するその他の概念・現象（性暴力、性的モノ化、抑圧など）については、本書 18 ページ注 4 で関連文献が手際よく紹介されているのでそちらを参照されたい。なお、本書と同じく「哲学研究者による質の高い一般書」という立ち位置にある Jenkins 2017 では、フェミニズムの観点から「恋愛」概念が分析されており、本稿注 5 で触れたポリアモリーが積極的に取り上げられている（邦訳が待たれる）。

他方で、ミソジニーの対概念であるミサンドリー（男性嫌悪）についてはそれほど研究が進んでいないものの、大衆文化の事例を数多く取り上げたものとして、ナサンソン、ヤング 2016 が日本語で読める。他にもいわゆる逆差別（男性に対する性差別）については、Benatar 2012 が分析哲学上で例のごとく物議を醸す議論を提供している（こちらも邦訳が待たれる）。また、本書が属する潮流である分析的フェミニズム（分析哲学上の概念や手法を用いてフェミニズム的な主題に取り組む分野）で提起されるその他のトピックについては、Garavaso ed. 2018 を眺めて気になったエントリーを読んでみるとよい。国内外のフェミニズム全体

を日本語で手っ取り早く知るには、江原 2013; 中 2019 が助けとなる。

本書の随所で登場する哲学上のテクニカルな概念に関する事項については、幸いすべて日本語で学ぶことができる。個人的プロジェクト（もしくは人生の意味と関わる基盤的なプロジェクト）についてはウィリアムズ 2019, 第一章が、改良的プロジェクト（もしくは概念工学）については戸田山 2019 が、反応的態度については成田 2004, 第一章が、証言的不正義（もしくはより広く認識的不正義）については佐藤 2019, 第八章が大いに参考となるだろう。

ちなみに、本書の著者であるマン自身は、フェミニスト論客として以外にも、いわゆるメタ倫理学を専門とする研究者としてよく知られる（特に、本書の 196 ページと 322 ページの注 13 の論述から推察できるように、マンの基本的立場は、規範的理由と欲求を強く結び付ける理由の内在主義、そして道徳判断と動機付けを強く結び付ける動機付けの内在主義に属する）。彼女が展開するメタ倫理学上の主張の一部は、蝶名林 2019 で丁寧に解説されている。

注

¹ マンによれば、ミソジニー (misogyny) という言葉自体は、17 世紀のイギリスのフェミニストたちによって生み出されたものであるが、ミソジニーという語が人口に膾炙するようになったのはせいぜいこの 10 年ほどであり、現在では単なる「女性嫌悪」に留まらない意味・用法を持つとされる（本書 75 ページおよび 122 ページ以降を参照）。なお、ミソジニーという語の変遷については、Nina Renata Aron, “What Does Misogyny Look Like? A brief history of the #MeToo moment’s touchstone term”, *The New York Times*, March 8, 2019 (2019 年 12 月 18 日最終アクセス), <https://www.nytimes.com/2019/03/08/style/misogyny-women-history-photographs.html> が参考になる。

² 泉谷由梨子「男女平等はまた後退 ジェンダーギャップ指数 2019 で日本は過去最低を更新し 121 位、G7 最低」、『ハフポスト日本版』, 2019 年 12 月 17 日付 (2019 年 12 月 18 日最終アクセス), https://www.huffingtonpost.jp/entry/story_jp_5df74276e4b047e8889fdd98

³ ただし、上野の分析は、ミソジニーを究極的には「男の内面」（特に性的欲望やアイデンティティ）という心理主義的な観点から理解しようとしていることから、依然として「素朴理解」を脱していないのかもしれない。しかしながら、ミソジニーがジェンダーバイナリー（性別二元制）に深く埋め込まれた核だという上野の指摘は、マンの改良的な提

案を部分的に先取りしているように見える点で特筆に値するように私には思われる。

⁴ とはいえ、日本の#MeToo 運動について言えば、2019年に生まれたばかりの独自の#KuToo 運動（職場において女性にハイヒールやパンプスの着用を強制することに異議を唱えるムーブメント）の高まりや、男性テレビ記者からの性暴力を告発し民事裁判を起こした伊藤詩織氏の（地裁での）勝訴という最近の一報は、構造的な不平等の糾弾や性的被害の告発をめぐる風向きが今後日本でも変わるかもしれないという希望を持たせてくれるものである（と同時に、一連の経過を知る者にとっては、女性被害者を「悪役」のように描き、男性加害者の方にこそ同情を寄せる「ヒムパシー」が、日本でもありふれていることを不愉快なほどに痛感させてくれるものだろう）。

⁵ 同様のことは、ポリアモリー（同時に複数の人物と恋愛関係を持つあり方やスタイル）への嫌悪や、外国人・国籍取得者への排斥意識などにも当てはまるだろう。たとえば、前者は対一の恋愛関係を重視するモノガミー的な社会規範などからの逸脱を、後者は特定の人種・民族的ルーツを重視する民族主義的な社会意識などからの逸脱を罰する抑圧的な社会システムに基づくと理解することができる。

⁶ さらに言えば、もしモノ化・非人間化をジェンダー化された規範から逸脱する者への懲罰的な機能として理解できるならば、人間主義の考えはむしろ、ミソジニーの改良的な理解と緊密な結び付きを持つことになるだろう。このときモノ化は、単に「他者を自分と同じ人間と認識しないこと」という見方・認識というよりも、家父長制秩序に基づく社会規範を補強するような社会的なサブシステムの一つとすら言えるかもしれない。ただし、マン自身も、モノ化に関する議論をまったく重要視していないわけではなく、むしろミソジニーと性差別主義を対置する際に積極的に援用している点には注意を払っておく必要がある（本書124ページ以降参照）。

⁷ 「後悔」の冒頭でマンは、「本書で取り上げることができなかった事柄はいくつもある」（47）としている。ただし本書（翻訳書）では、節タイトル名が原書の「後悔」から「ミソジニーの「論理」とは」に変更されている。

⁸ 本稿に対して有意義なコメント・助言をくださった、飯澤正登実氏と小川芳範氏、後藤真理子氏に対し、この場をお借りして厚くお礼申し上げたい。特に、一連のやり取りの中で数多くの誤りと不備を的確にご指摘くださった、本書の翻訳者でもある小川氏には格別の感謝を申し上げたい（しかし本稿に残る誤りと不備はすべて私の責任である）。

参考文献

Benatar, D. 2012, *The Second Sexism: Discrimination Against Men and Boys*, Malden, MA: Wiley-Blackwell.

蝶名林亮 2019, 「自然主義と非自然主義の論争について：自然主義と道徳の規範性からの反論を中心に」, 蝶名林亮（編）『メタ倫理学の最前線』所収, 勁草書房.

- 江原由美子 2013, 「フェミニズム理論の見取り図」, 木村涼子, 伊田久美子, 熊安貴美江 (編) 『よくわかるジェンダー・スタディーズ: 人文社会科学から自然科学まで』所収, ミネルヴァ書房.
- Garavaso, P. ed., 2018, *The Bloomsbury Companion to Analytic Feminism*, London: Bloomsbury.
- Jenkins, C. (S. I.) 2017, *What Love Is: And What It Could Be*, New York: Basic Books.
- 金井淑子 2013 『倫理学とフェミニズム: ジェンダー、身体、他者をめぐるジレンマ』, ナカニシヤ出版.
- Melo Lopes, F. 2019, “Perpetuating the Patriarchy: Misogyny and (Post-)Feminist Backlash”, *Philosophical Studies* 176, pp. 2517–2538.
- 中真生 2019, 「フェミニズムとジェンダー」, 納富信留, 檜垣立哉, 柏端達也 (編) 『よくわかる哲学・思想』所収, ミネルヴァ書房.
- 成田和信 2004, 『責任と自由』, 勁草書房.
- ポール・ナサンソン, キャサリン・K・ヤング 2016, 『広がるミサンドリー: ポピュラーカルチャー、メディアにおける男性差別』, 久米泰介訳, 彩流社.
- Richardson-Self, L. 2018, “Woman-Hating: On Misogyny, Sexism, and Hate Speech”, *Hypatia* 33, pp. 256–272.
- 佐藤邦政 2019, 『善い学びとはなにか: 「問いほぐし」と「知の正義」の教育哲学』, 新曜社.
- Stark, C. A. 2019, “Gaslighting, Misogyny, and Psychological Oppression”, *The Monist* 102, pp. 221–235.
- 戸田山和久 2019, 「哲学の側から Let’s 概念工学!」, 戸田山和久, 唐沢かおり (編) 『<概念工学>宣言! 哲学×心理学による知のエンジニアリング』所収, 名古屋大学出版会.
- 上野千鶴子 2018, 『女ざらい: ニッポンのミソジニー』, 朝日新聞出版 (単行本版: 紀伊國屋書店, 2010年).
- バーナード・ウィリアムズ 2019 『道徳的な運: 哲学論集一九七三～一九

書評：ケイト・マン『ひれふせ、女たち』(小川芳範訳,
慶應義塾大学出版会, 2019年)

八〇』, 伊勢田哲治監訳, 勁草書房.

This work is licensed under a Creative Commons
“Attribution 4.0 International” license.



© 2020 Journal of Science and Philosophy 編集委員会